3　法第七十二条の五十七の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二　前号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意が行われた日

三　前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第七十二条の五十七の三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四　その他参考となるべき事項

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条　［略］

［2～8　略］

9　法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の三　政令第四十八条の九の十九第三項の規定による申請書の様式は、第十九号様式とする。

2　政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第三百二十一条の七の十二第一項の申立てをしたことを証する書類

二　法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三　政令第四十八条の九の十九第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第三百二十一条の七の十三に規定する国税庁長官の通知）

第十条の二の四　法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する租税条約をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二　前号の申立てが行われた日

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条　［同上］

［2～8　同上］

9　法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の四において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

［新設］

［新設］